摘要の使用について

当財団では、『摘要欄』について、その使用を積極的に促し推奨しております。

しかし、提出されたレセプトを見ると、『ほとんど（或は全く）使用されていない』か『的外れな使用のされ方になっている』のどちらかです。そもそも、『摘要欄』は書式として定められている内容だけでは、『相手方（保険者）』に伝えきれない『個別の事情』を記載すべき欄です。受領委任契約上に定められている『個別の事情』として、

・骨折脱臼における同意事項の記載

・往療に関する往療理由及び往療加算における加算した日及び経路等

・長期理由及び長期頻回理由

・初検加算における、時刻（曜日）の記載

・６部位目以降に関する内容の記載

以上が記載すべき内容となり、これらとは別に財団として定めている『個別の事情』として

・負傷日と初検日の間が７日以上あいた場合には、間が空いた理由を、更にその際に初回処置を算定している場合には、初回処置を必要とした理由

・転帰を『中止』・『転医』とした場合のその理由

を定めております。また、記載について任意の事項として

・柔道整復師が必要と判断した事項

としています。

　今回解説させていただくのは、この『柔道整復師が必要と判断した事項』はどの様な判断に基づき記載すべきなのかということです。

　この判断において最も重要なのは

・急性又は亜急性の外傷として、『施術において何の障害もなかったとした場合』にその経過が一般的な経過から逸脱している場合

です。我々柔道整復師は、その業務範囲内として『急性又は亜急性の外傷』と定められていて、当然その範囲のものを『柔道整復療養費支給申請書（以下、レセプト）』に記載して請求しています。よって、どのような外傷であれ『施術において何の障害もなかったとした場合』は、

・初検時ほど症状がひどく、治癒に向かって症状が軽減していく

こととなり、これは結果として

・初検時ほど施術を頻回（せまい間隔）で必要として、治癒に向けてその必要性が薄くなる（施術の間隔が広くなる）

ことになります。また、同様に

・初検時の症状がひどいほど（原因から推測できる症状が強い、負傷部位が多い）施術間隔は狭くなり、初検時の症状が弱いほど（症状が弱いと推測できる、部位数が少ない）施術間隔は広くなる

ことになります。

　よって、上記２点に該当するものについて、摘要に『一般的な経過から外れた理由』を記載すべきだということになります。

では、例として『摘要参考資料（以下、別紙）』の①を参照してください。

別紙①については、これが初検からのものであっても、継続の傷病であっても、１部位でも３部位でも、『徐々に期間が空いていること＝治癒に向かって症状が軽減していること』が読み取れますので特に問題はないことになります。

次に②はどうでしょう。全く同じ期間・回数施術していますが、それにも拘わらず少なくとも『外傷の施術』を行っているものからすると、初検・継続・１部位・３部位のいずれであっても、『施術において何の障害もなかったとした場合』あり得ないパターンとなっています。逆に言えば『施術において何かしらの障害があった場合』はこのようなパターンになってもおかしくないことになります。従って、ここにおいて『摘要に記載する』必要があることになります。では、②のような場合は、どのような状態となるとこの来院になるのか摘要に記載しようとすると、一例として、

・初検時の症状を鑑みて、当初は開けて来院するように伝えたが、家事等で安静が保てなかったため、回復傾向が見えるまで徐々に間隔を詰めるよう指示

となります。

　同様に間隔が詰まるパターンとして、③はどうでしょうか。１９日以降の来院頻度とそれ以前の来院頻度にかなり開きがあります。当然②のような内容では、現実に相違していますので、それとは違う理由が存在することになります。例えば、

　・３日施術以降、かなり症状軽減したため来院しなかったが、１８日に家事で患部に負荷をかけたため、各部位の症状が悪化。１９日以降頻回を必要とした。

　・３日施術以降、法事等の用件が続いたため来院ができなかった。これにより、症状がかなり悪化したため１９日以降頻回を必要とした。

のような理由となります。

　上記②③において、初検であるかどうか等にかかわらず、『施術において何かしらの障害があった場合』とすべきものですが、次の④は条件によることになります。

例えば、２８日で治癒している場合は、初検多部位である場合を除いて、全く問題はないですが、継続だったとすると場合によっては問題があります。このレセプトが多部位でその前の月も同じような施術回数だったとすると、そもそもそれなりの症状があるはずなのに月に数回の施術が続くことについて、『その回数で施術効果が得られるのか』・『そもそも外傷ではないのではないか』・『症状の変化に乏しく慢性化していないのか』等の疑問を持たざるを得ません。従ってこれに該当する場合は、

・仕事を休めず、また繁忙でもあるため来院することができず、施術間隔があいた

ぐらいは、記載する必要があります。

　次は全く違う来院状況となる⑤のような場合はどうでしょう。このレセプトの場合、まず問題となるのは、摘要の前に転帰です。⑤の最終施術日は１４日ですので、そこから（最低でも）実に１７日施術をしていないことになります。⑤に限らず初旬または中旬にて来院がなくなっているレセプトについて、転帰を全く付けずに放置しているレセプトがかなりありますが、これが治癒直前であればともかく、その状態で翌月も複数回施術を必要とすることはありえません（④を再度参照してください）。よって、⑤に限らず初旬または中旬にて来院がなくなっているレセプトについては、通常『治癒』と判断するのが適当であることになります。これらを踏まえると、⑤のようなレセプトで転帰を継続とする場合は、何故そのあと来院がないのかを摘要に記載すべきだということになります。例えば、

・１４日の施術後、次回来院について尋ねたところ、繁忙となる旨聴取した。これにより来院がなくなっている

のような記載はすべきです。では、『治癒』とした場合は記載の必要はないでしょうか。実はこちらはこちらで問題が出ます。特に⑤のように頻回なままで最終施術日において治癒するような場合、最初の方でも解説していますが、『症状が軽減するほど間隔があく』に真っ向から反しています。いかなる理由があろうとも『急性又は亜急性の外傷』においてこの様な経過になることはありえません（慢性系の傷病であればよくある経過になります）。以上を前提として摘要に記載されるべきは、

・各部位共に１４日まで頻回施術をしたことにより症状の改善及びその傾向に安定が見られたため、間隔をあけるよう指示。その後の来院がなく、またそれ以前の経過から症状の改善があったと推測されるので治癒とする。

となります。これは⑥のように最終施術日まで往療しているような場合で一定の条件にあてはまるものも、同様となります。その条件とは

・往療理由が請求傷病の症状となっている場合（請求傷病の症状以外に往療理由となるものが存在しない場合）

です。この場合、請求傷病の症状が軽減した時点で、通院による施術に切り替えるべきですので、治癒日またはその直前まで往療するのはありえません。従ってこのような場合は、

・９日施術時点で歩行が可能となったと判断したため通院するよう指示したがその後来院がなく、それ以前の経過も合わせ治癒とする

ぐらいの記載は必要となります。

ここまで来院日を中心に『摘要の使用』について解説をしてきましたが、これをまとめると、

・一度あいた施術の間隔がそれまでに比べてつまった場合（②③）

・常に一定間隔またはかなりの間隔で継続して施術をしている（④）

・その後来院状況に隔絶した差があるとき（⑤）

に該当する場合に、『摘要の使用』を検討する必要があることになります。

　但し、『摘要の使用』を検討する必要があるものはこれ以外にも存在します。定型的に解説することはできませんが、

・部位数に対して実日数に齟齬があるもの（１部位なのに頻回、多部位なのに間隔があくまたは少実日数）

・原因に対して実日数に齟齬があるもの（たいした外力は加わっていないと推測できるのに頻回、かなりの外力が加わったと推測できるのに間隔があくまたは少実日数）

・同じようなことを何度も繰り返して負傷しているもの（負傷日が違うのに原因全て『バスケ』等）

・先に負傷している部位があるにもかかわらず、その部位を使用しないと出来ないことを、わざわざして負傷している（右肩を負傷しているのに『右肩をかばって荷物を持ち上げようとして、右前腕部を負傷』等）

上記に該当するものについても、それなりの理由を摘要に記載しないとつじつまが合いません。尚、これらに対しては

・老齢のため自然治癒力弱く経過が緩慢なため頻回施術を要した（少実日数については④を参照してください）

・家事などで頻繁に使用せざるを得なく、安静保持が困難で経過が緩慢なため頻回施術を要した

・筋力・技量保持のため改善がみられるたび使用せざるを得なく、頻繁に負傷（『同じようなこと～』に対する摘要ではあるが、この内容でも厳しい。本来は同じ内容で負傷しないよう制限・指導する義務がある。そもそもの原因から現状と合っているのか確認すべき）

・症状が改善していたため、不意にいつもの動作を行い負傷。この際右肩も再度負傷して症状悪化

等の記載が適当です。尚、全てにわたって言えることですが、その理由として、『仕事』・『家事』・『介護』等やむを得ないことはいいですが、『趣味』・『部活』等はよほどの内容でない限り、『わざわざしなくてもいい事』になりますので、理由として適切ではありません。

以上が、『摘要の使用』に関する解説となりますが、とにかく重要なのは、

・ごくごく一般的な理解に基づいた場合、おかしいと思えることについてはそれなりの説明をすること

です。

ご賢察のほどよろしくお願いいたします。

【　補　足　】

　摘要の使用とは全く別の話になりますが、⑤のような『頻回施術のまま同時に全ての部位が治癒してしまう』のは、基本的にありえません。⑤はあくまで『全ての症状が消失したので治癒』としたのではなく、『そこそこの症状は残存していたが、それまでの経過と一定期間あいたことをもって治癒と推測した』に過ぎません。したがって、同様な場合で、下旬まで頻回で来院しているにもかかわらず、その下旬で『順にまたは同時に全て治癒』は、推測するに足る十分な期間が取れないため、推測であったとしても『治癒』にできないですし、上記で解説している通り、『症状が軽減していることが確実なのに施術の間隔があかない理由』は存在しません。

　そもそも論として、『頻回治癒』はありえないことを前提としてください。